

## 「第10次沼津市高齢者保健福祉計画（案）」に関する意見募集の結果について

第10次沼津市高齢者保健福祉計画（案）について、パブリックコメントを実施したところ、市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。

皆様からいただきました意見の概要及び市の考え方・対応をお示しいたします。

### 1 パブリックコメントの実施状況

- 実施期間：令和6年1月24日（水）～令和6年2月22日（木）
- 閲覧場所：沼津市ホームページ、沼津市役所（長寿福祉課、生活安心課）、市内各市民窓口事務所、沼津市立図書館
- 提出者数：2名
- 意見数：36件
- 提出方法：電子メール2通

### 2 提出された意見の内容及び市の考え方

第10次沼津市高齢者保健福祉計画（案）パブリックコメント				
No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
1	目次	目次中の第2章の名称は「高齢者の現状と将来推計」ですが、本論中の第2章の名称（9ページ、10ページ）は「高齢者の現状」となっています。不整合が生じていますので、ご確認ください。	「高齢者の現状」に修正します。	有
2	10	「高齢化率の比較」のグラフの下段に「※全国の令和5年度は10月の概算値」とありますが、グラフの横軸の表示が「年」単位であることから、下線部は「令和5年」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「令和5年」に修正します。	有
3	11	「一般世帯数・高齢者世帯数（単身世帯含む）・1世帯あたり人員」のグラフの下段に「また、高齢者世帯数とは、70歳以上の夫婦世帯、高齢者と児童の世帯、その他の世帯を指します。」とあります。グラフ中表示されているのは確かに高齢者世帯数ですが、説明文の内容は「高齢者世帯」の説明であり、高齢者の説明に続けて「高齢者世帯」の説明をしていることから、下線部は「高齢者世帯」が正しいと考えます。また、「その他の世帯」とは、どのような世帯を指すのでしょうか？「70歳以上の夫婦世帯、高齢者と児童の世帯」以外の世帯を指すとすると、この2者に該当しない、高齢者を含む世帯すべてということでしょうか。	ご指摘のとおり、「高齢者世帯」に修正するとともに、説明文を見直し「高齢者世帯とは、70歳以上の単身世帯、70歳以上の夫婦世帯、70歳以上の人を含む世帯を指します。」に修正します。また、「その他の世帯」とは、「70歳以上の単身世帯、70歳以上の夫婦世帯」に該当しない「70歳以上の高齢者を含む世帯」のことを指します。	有
4	14	「年度別認知症高齢者数」のグラフについて、資料（出典）説明がありません。	事務局である介護保険課の資料に基づくものでありますので、説明していません。	無
5	15	「程度別認知症高齢者数」のグラフについて、資料（出典）説明がありません。	事務局である介護保険課の資料に基づくものでありますので、説明していません。	無
6	28	「日常生活圏域別介護度別認定者数及び出現率」の表について、資料（出典）説明がありません。	事務局である介護保険課の資料に基づくものでありますので、説明していません。	無
7	53	「市特別給付」の「取組方針」中、「工については、平成27年度以降、原則として地域支援事業における任意事業の対象外である紙おむつ等の介護用品を支給するサービスを、特別給付に移行して引き続き実施するものとしします。（予定）」とありますが、文章として「平成27年度以降」がどこにかかっているのかが分かりません。もし、任意事業の対象外となったのが平成27年度以降であるならば、少し言い回しを変えて「工については、平成27年度以降は原則として地域支援事業における任意事業の対象外とされましたが、今後、市特別給付に移行して引き続き実施するものとしします。（予定）」のような書き方のほうがいいのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「工については、平成27年度以降は原則として地域支援事業における任意事業の対象外であるため、市特別給付に移行して引き続き実施するものとしします。」に修正します。	有

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
8	55	「介護マークの普及・促進」の「取組方針」中、「介護マーク利用者の増加と周囲への認知が増えるよう、ポスターやチラシ等で周知していきます。」とありますが、文章の構成として、「増加」と「認知」の2者が「増える」にかかっていますが、「増加が増える」はおかしいし、「認知が増える」とは言わないと思います。そこで、例えば、「介護マーク利用者を増加させ、周囲の認知度を上昇させるよう」のような表現ではいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、「介護マーク利用者を増加させ、周囲の認知度を上昇させるよう」に修正します。	有
9	56	「高齢者向け住宅設置に対する支援」の「事業内容」中に、「高齢者向け優良賃貸住宅の家賃を減額する認定事業者に対し、その費用の一部を補助します」とあり、「取組方針」中には、「<前略>家賃を減額する認定事業者に対し、減額に要する費用の一部を市が補助する<以下略>」とありますが、「減額」することには費用はかからないのではないかと思うのですが如何。代替案としては、「減額により生ずる収益減少分の一部を補助します」ではいかがでしょうか。また、「取組方針」中に「高齢者等居住人口を促進します」とありますが、「人口を促進する」という言い方はしないと思いますので、「人口の〇〇〇を促進する」の「〇〇〇」部分についてご検討ください。	高齢者向け優良賃貸住宅は、国の制度に基づき、認定された住宅に入居する高齢者の家賃の一部を補助する事業です。分かりやすい表現に改めることといたします。 「事業内容」につきましては、「高齢者向け優良賃貸住宅の入居者が負担する家賃の一部を補助します」に修正します。なお、「取組方針」につきましても、「高齢者向け優良賃貸住宅の入居者が負担する家賃の一部を補助し、高齢者が安心して居住できる住宅の確保を支援します」に修正することといたします。また、ご指摘のありました「取組方針」の該当部分「高齢者等居住人口を促進します」につきましては、「高齢者等居住人口の拡大を目指します」に修正します。	有
10	56	「ユニバーサルデザインによるまちづくり」について、他の項目と比較すると、「事業内容」欄の書き方が抽象的で、具体的な内容が分かりません。事業内容なので、具体的に何をするのか簡潔に記載する必要があると考えます。	「ユニバーサルデザインによるまちづくり」につきましては、「沼津市ユニバーサルデザイン推進のための基本方針」に基づき、本市が行うすべての事務事業の基本的考え方を示すものであることからこのような表記としております。	無
11	59	「高齢者虐待への対応」の「事業内容」中、「また、沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、高齢者の虐待防止及び早期発見、適切な支援の提供を目指して、関係機関の連携強化を図ります。」について、記載内容が適切ではないことから、「また、高齢者虐待について広く市民に啓発するとともに、高齢者虐待の防止及び早期発見、適切な支援の提供を目指して、関係機関や民間団体との連携強化を図ります。」修正することが妥当と考えます。 ①沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」という名称の委員会は既に設置済みのため、「設置し」という表現は適切ではないと考えられること。 ②「沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」には、沼津市社会福祉協議会職員が委員となっています。しかしながら、NO.36の意見に記載のとおり、沼津市社会福祉協議会は市から改善指導を受けており、沼津市社会福祉協議会において高齢者の虐待防止及び早期発見、適切な支援の提供ができていない事実からみて、実現性に乏しいと言わざるをえないこと。	①本委員会は設置要綱に基づき設置していることから「設置し」としておりましたが、ご指摘を踏まえて、「沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、高齢者虐待の防止に関する普及啓発や関係機関相互の連絡調整などを協議し、高齢者の虐待防止及び早期発見、適切な支援の提供を目指して、関係機関の連携強化を図ります」に修正します。なお、民間団体は関係機関に含めております。 ②市町村社会福祉協議会は社会福祉法に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、市域の社会福祉事業者等が参加し構成されている組織であることから、沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の委員として妥当であると考えています。	有
12	61	「地域包括支援センターの運営」 「取組方針」中、「高齢者等住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう」とありますが、下線部は「高齢者等が」が正しい（「が」が抜けている）と思います。	ご指摘のとおり、「高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう」に修正します。	有
13	62	「地域ケア会議の実施」について、<沼津市における地域ケア会議の体系>中、「地域ケア個別会議（各包括）」の枠内の記載において、「自立支援に資するケアマネジメントの実践職の向上」とありますが、下線部の「実践職の向上」とはどのような意味ですか。	「自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上」に修正します。	有
14	65	「認知症高齢者見守りシールの普及」の「事業内容」中、「<前略>見守りシールを普及します」とありますが、実施主体側の表現としては、「見守りシールを普及させます」あるいは「見守りシールの普及を推進します」あたりが妥当ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「見守りシールの普及を推進します」に修正します。	有

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
15	66	「通所型サービス」の「事業内容」中、「また、主体的に介護予防の取組を実践できるよう、事業者による支援のほか、住民やボランティアが運営する通いの場の促進を支援します」とあります。 まず、誰が「主体的に <中略> 実践できる」のかを明確にしたほうがいいと思うので、「利用者が主体的に介護予防の取組を実践できるよう」のようにしたらどうでしょうか。次に、「通いの場の促進」については「場を促進する」とは言わないと思いますので、例えば「通いの場の提供を支援します」など他の適切な表現を検討してください。	ご指摘のとおり、「利用者が主体的に介護予防の取組を実践できるよう」及び、「通いの場の提供を支援します」に修正します。	有
16	67	「運動器の機能向上」について、「指標」の表中、筋力パワーアップ教室の参加者数が令和4年度実績の176人から令和5年度見込では120人と大幅に減少しているのは、何か特別な理由があるのでしょうか。	令和5年度の見込人数について再度精査した結果、「150人」に修正することといたしました。 また、それに伴い、第10次計画における各年度の指標を令和5年度見込と同人数の「150人」に修正します。	有
17	68	「口腔機能の向上・栄養改善」について、 ①「事業内容」として、「高齢期における栄養管理や口腔ケアに関する指導を専門職が通いの場等において実施します。」とあります。意味は通じますが、下線部の「指導を」と「実施します」が離れてしまっていることから、文章として分かりにくくなっています。例えば、言葉順を入れ替えて、「通いの場等において、専門職が、高齢期における栄養管理や口腔ケアに関する指導を実施します。」としたらどうでしょうか。 ②「指標」において、令和3年度実績の63人から令和4年度には150人に大幅増となり、令和6年度まで同数を見込んでいます。令和3年度が少なかったのは、コロナ禍の影響でしょうか。	①ご指摘のとおり、「通いの場等において、専門職が、高齢期における栄養管理や口腔ケアに関する指導を実施します。」に修正します。 ②お見込みのとおりです。	有
18	68	「認知症の予防」について、 ①「事業内容」として、「医師による講演会を開催し、 <中略> 認知症集団検査及び認知症予防教室を実施します。」とあります。検査は「実施する」ですが、教室は実施ではなく「開催する」が正しいことから、例えば「認知症集団検査を実施し、認知症予防教室を開催します。」としたらいかがでしょうか。 ②「指標」において、認知症予防教室の参加者数が、令和3年度実績の208人から令和4年度実績の136人に72人減少した理由は何ですか？また、令和5年度見込として300人と倍増を見込んでいる理由は何ですか？しかし、令和5年度の大幅増にもかかわらず、令和6年度以降は60人と8割減を見込んでいる理由は何ですか。	①「認知症集団検査の実施や認知症予防教室の開催を行います」に修正します。 ②認知症予防教室会場を年度ごとに変更しており、令和4年度については、会場の内1か所において参加者予定者が少なかったこと、体調不良による欠席者が複数人いたことから、参加者が大幅減となりました。 また、令和5年度の見込について再度精査した結果、見込人数を「155人」に修正することといたしました。 また、本教室の内容を見直した結果、第10次計画における指標を「420人」に修正することといたします。	有
19	68	「各地域における講座等の開催」について、 ①「指標」の表中、出前講座の参加者数が、令和4年度実績の315人から令和5年度見込では600人とほぼ倍増を見込みながら、令和6年度には5割減の300人を見込んでいる理由は何ですか。 ②また、地域介護予防教室の参加者数が、令和3年度実績の3,044人から令和4年度実績の5,036人へ、1,992人増と大幅に増加した理由は何ですか。	①令和5年度の見込について、再度精査した結果、見込人数を「280人」に修正します。 また、本講座の実実施計画を見直した結果、第10次計画における指標を令和5年度見込と同程度の「300人」に修正します。 ②新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ実施したことから、大幅に増加したものです。	有
20	70	「専門職への意識啓発及び連携強化」について、「事業内容」として、「関係機関（歯科衛生士・栄養士・リハビリ専門職）に向けた基礎研修会等の開催や <以下略> 」とありますが、下線部は、「関係機関」ではなく、「専門職」が正しいのではないのでしょうか。	①ご指摘のとおり、「専門職」に修正します。	有

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無																		
21	71	<p>「リハビリテーション指標の設定」について、</p> <p>①「事業内容」として、「リハビリテーション体制の構築を図るにあたり、連携体制を測るための指標を設定します」とありますが、下線部の「指標」とは、本ページ中の「指標」の表に記載されている数値を指すのでしょうか？また、もしそうだとすると、その指標からどうやって連携体制を測ることができるのでしょうか。</p> <p>②「指標」の表中、「利用率」の年度別実績・見込の記載において、単位が「%」及び「人」に分かれ、「利用率」以外に「利用者数」も表記していることから、表左側の「指標」欄の表記を下表(※)のようにはいかがでしょうか。</p> <p>③「指標」の表欄外下段に「※2利用率：月あたりの利用人数／要支援・要介護認定者数(各年度10月1日現在)」とありますが、下線部の「月あたりの利用人数」とは、月平均の利用者数のことですか？それとも10月分の利用者数のことですか。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">指 標</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問リハビリテーション</td> <td rowspan="2">事業所数※1</td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション</td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訪問リハビリテーション</td> <td>利用者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>利用率※2</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通所リハビリテーション</td> <td>利用者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>利用率※2</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>	指 標		単 位	訪問リハビリテーション	事業所数※1	か所	通所リハビリテーション	か所	訪問リハビリテーション	利用者数	人	利用率※2	%	通所リハビリテーション	利用者数	人	利用率※2	%	<p>①リハビリテーション指標設定の目的を見直し、事業内容を「介護サービスの提供実態を把握することを目的に、リハビリテーションを供給する介護サービス事業所数及びリハビリテーションサービス提供量の把握のための指標を設定します」に修正します。</p> <p>②他表レイアウトとの整合性を維持するため、原案のとおりといたします。</p> <p>③月平均の利用人数を、10月1日現在の要支援・要介護認定者数で割っています。</p>	有
指 標		単 位																				
訪問リハビリテーション	事業所数※1	か所																				
通所リハビリテーション		か所																				
訪問リハビリテーション	利用者数	人																				
	利用率※2	%																				
通所リハビリテーション	利用者数	人																				
	利用率※2	%																				
22	72	<p>「在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討」について、「取組方針」として、「在宅医療・介護連携推進協議会を開催することにより、地域の在宅医療・介護連携の課題とその対応策について検討します。」とあります。一般的には、「することにより」の結びの言葉としては、その「したことの結果」を表すものと考えますが、「検討します」は「することにより」の結びとしてはふさわしくないと考えます。そこで、この場合には、「開催することにより」ではなく「開催し」でいいのではないのでしょうか。(事業内容と取組方針がほとんど同じ内容なのが気になります…)</p>	<p>ご指摘のとおり、「在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、」に修正します。</p>	有																		
23	73	<p>「在宅医療・介護連携に関する相談支援」について、「事業内容」として、「&lt;前略&gt; 在宅医療・介護連携に関する相談を受け、支援を行います」とありますが、ただ「支援を行います」ではなく、どのような支援を行うのかを簡潔に表記する必要があるのではないのでしょうか(例えば、「相談を受け、課題解決に向けた支援を行います」など)。</p>	<p>ご指摘のとおり、「相談を受け、課題解決に向けた支援を行います」に修正します。</p>	有																		
24	73	<p>「医療・介護関係者の研修」について、「事業内容」として、「医療・介護の専門職の連携を進めるにあたり課題となっている内容の解消や更なる連携強化のために研修等を行います。」とありますが、一般的に「内容の解消」という表現は使われないと思います。下線部について、例えば、「進めるにあたっての課題の解消」のような言い回しではどうでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「医療・介護の専門職の連携を進めるにあたっての課題の解消や更なる連携強化のために研修等を行います」に修正します。</p>	有																		
25	73	<p>「地域住民への普及啓発」について、「事業内容」として、「&lt;前略&gt; パンフレットの作成等を通じ、地域住民への普及啓発を図ります」とありますが、普及啓発のためには、パンフレットを作成するだけではなく、地域住民の手に渡らなければ、その効果は発揮されないことから、下線部は、「パンフレットの作成・配付等を通じ」のほうがいいのではないのでしょうか。(「等」の中に「配付」が含まれているのかもしれませんが、明確に表記したほうが適切かと考えます)</p>	<p>ご指摘のとおり、「パンフレットの作成・配布等を通じ」に修正します。</p>	有																		
26	77	<p>「認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進」の「取組方針」の最後に、「今後は、本項目の内容を6(2)④へ含めて実施していきます。」とありますが、下線部の「今後は」については、実施時期が決まっているのであれば、時期を明確に記載したほうがいいのではないのでしょうか。(例えば、「令和6年度以降は」とか「第10次計画からは」など)</p>	<p>ご指摘のとおり、「本計画からは」に修正します。</p>	有																		

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
27	78	<p>「認知症初期集中支援チームの配置」について、</p> <p>①項目見出しの「認知症初期集中支援チームの配置」に対して、「事業内容」及び「取組方針」中では「チームを設置」と記載しています。「配置」が正しいと考えますので、「設置」を「配置」に修正して統一を図ってください。</p> <p>②「取組方針」中、「認知症の人が早期に必要な資源へつなげる体制づくり」とありますが、実施主体側からの見方としては、「認知症の人を早期に必要な資源へつなげる体制づくり」のほうが適切ではないでしょうか。</p> <p>③「指標」の表中において、「認知症初期集中支援チーム訪問件数」の単位が「人」になっていますので、「人」→「件」への修正が必要です。</p>	<p>①ご指摘のとおり、「配置」に修正します。</p> <p>②ご指摘のとおり、「認知症の人を早期に必要な資源へつなげる体制づくり」に修正します。</p> <p>③ご指摘のとおり、「件」に修正します。</p>	有
28	83	<p>「要支援及び要介護認定者の推計」について、①本文中最後の2行では「また、後期高齢者の割合は高い推移が続くため、令和32年度（2050年度）においては、要支援・要介護認定者数は9,968人、出現率は18.4%まで増加すると想定されます。」とあり、認定者数・出現率ともに増加するかのよう書き方になっています。しかし、出現率は上昇するものの、認定者数は（前期高齢者数の減少に伴い）減少することから、誤解のないように、文章を修正する必要があります。例えば、「また、令和32年度（2050年度）においては、要支援・要介護認定者数は、前期高齢者数の減少傾向に伴い9,968人に減少する一方で、出現率は、後期高齢者の割合が高く推移するため、18.4%まで上昇すると推計されます。」のような書き方ではいかがでしょうか。なお、文章の修正にあたり、下線部については、「率」の表記のため「増加」を「上昇」に、（過去データに基づく推計であることから）「想定」を「推計」に修正する必要があると考えます。</p> <p>②認定者数合計は、令和4年度の9,767人から令和5年度の9,867人に100人増加していますが、介護度別では、要支援2が147人増（1,794人→1,941人）と大幅に増加している（＜参考＞R3→R4では47人増）ことについては、何か特別な要因があるのでしょうか。</p> <p>③要介護3が令和3年度実績値1,462人から令和6年度推計値1,257人へ、3年間で205人減と大幅に減少しているにもかかわらず、その後の令和7・8年度と微増に転じるのは何故でしょうか？将来推計は国の「見える化」システムにおいて算出された数値であることは承知しています。ただ、令和6年度以降の数値が、令和3年度→令和5年度の自然体推計より算出したものだということですが、R5→R6で94人減と大幅減を推計しながら、R6→R7→R8と微増ではあるものの増加への転換を推計するシステムの設計の考え方はどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>①ご指摘のとおり、「上昇すると推計されます」修正します。</p> <p>②重度化する前の早い段階で認定の申請をされている結果と思われるが、傾向分析が難しく、明確な要因は特定できません。</p> <p>③システム設計の考え方についてはお答えできませんが、令和7年は、団塊の世代が後期高齢者を迎える年であり、その影響を反映した推計値であると考えています。</p>	有
29	84	<p>＜施設・居住系サービス利用者の推計＞の表中、「将来（令和22年度及び令和32年度）」の利用者数はどのような方法（考え方）で見込んでいるのですか。</p>	<p>国の地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計値となります。</p>	無
30	85	<p>「居宅サービス対象者の推計」の本文中、下から2行目に「要介護2から要介護4の中重度者が多く増加する」とありますが、下線部は「多く増加する」でなく、「大幅に増加する」が適切と考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「中重度者が増加する」に修正します。</p>	有
31	86	<p>介護給付表中、「(1)居宅サービス」のうちの「短期入所療養介護（老健）」の令和22年度のサービス量の見込みが183.9日で、ここまで年々増加傾向であったにもかかわらず、令和32年度を0.0日と見込んでいるのはどのような理由によるものですか。</p>	<p>「160.2」に推計修正します。</p>	有

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
32	87	総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）表中、「(3) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）」のサービス量の見込みですが、R5からR22は1万1千人台で推移した後、令和22年度の11,831人から、令和32年度には8,634人へ約27%減と、大幅な減少（他のサービスと比較しても減少幅が大きい）を見込んでいるのはどのような理由によるものですか。（参考：予防給付中の介護予防支援は、R22→R32で約9%減）	高齢者人口や、総合事業の各種サービスの利用が減少しているなか、ご指摘のありました「介護予防ケアマネジメント」の令和22年度の将来見込みについて、減少する見込人数の記載ができていませんでした。 ご指摘のとおり、令和22年度から令和32年度間で、本サービス事業のみの大幅な減少はなく、総合事業の各種サービスと同様の減少傾向となります。 再度将来見込を精査した結果、令和22年の人数を「10,164人」に修正します。なお、令和32年度の人数につきましては、8,634人のまま変更はありません。	有
33	91	「(1) 介護給付費及び地域支援事業費の財源構成」の項目見出し中「介護給付費」とあるのは「保険給付費」が正しいので修正が必要です（表中の区分は「保険給付費」と正しく表記されています）。	ご指摘のとおり、「(1) 保険給付費及び地域支援事業費の財源構成」に修正します。	有
34	93	「介護サービスの充実と円滑な利用」の本文が「介護保険サービスの質の向上のための取組や介護保険制度の信頼性を高めるため、「沼津市介護給付適正化計画」に基づき適正な介護保険給付に努めます。」とありますが、この文章の構成だと、「取組」と「信頼性」が「高める」にかかっていますが、「取組を高める」わけではありません。例えば、前段の「介護保険サービスの質の向上のための取組や」に少し加筆し、「介護保険事業者等への指導などの取組により介護保険サービスの質の向上を図るとともに、」とするのはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、「介護保険事業者等への指導などの取組により介護保険サービスの質の向上を図るとともに、介護保険制度の信頼性を高めるため、」に修正します。	有
35	93	「介護保険事業者等への指導」について、 ①「指標」の項目名が「介護保険事業者の運営指導」とありますが、「介護保険事業者への運営指導」のほうが表現として適切ではないでしょうか。 ②表中、令和3年度実績58件、令和4年度実績54件（4件減）、令和5年度見込49件（5件減）と年々減少傾向にあるのはなぜですか。	①ご指摘のとおり、「介護保険事業者への運営指導」に修正します。 ②3年ごとの運営指導により事業所に偏りが生じていること、新規より休止や廃止の事業所が増加していることが減少要因と考えます。	有
36	103	本計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように計画をまとめたものとされています。しかしながら、沼津市社協は、所属する訪問介護士が「準強制わいせつ罪」で有罪判決を受け、沼津市社協もこのわいせつ行為が性的虐待にあたるとして市から改善指導を受けています。資料編「第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会委員名簿」について、社会福祉法人沼津社会福祉協議会が名を連ねることは不適切であると考えます。	No.11②のとおり、沼津市社会福祉協議会は社会福祉法に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域の社会福祉事業者等が参加し構成されている組織であることから、第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会の委員として妥当であると考えています。	無